

9 月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール info@seko-tax.comホームページ <http://www.seko-tax.com/>

1 ごあいさつ

今月、事務所便り第56号を発行させていただきます。

朝晩少しずつですが、過ごしやすくなってきたように思います。夜寝るときにエアコンなしで眠れるようになってきたのではないのでしょうか。

今月は、兵庫県加東市の鬮龍灘と御岳山清水寺に行った際に撮影した写真を掲載いたします。



(写真は、兵庫県加東市の鬮龍灘です)

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、**消費税の軽減税率について その1、最近の税務関連状況**、税金以外のテーマとしまして**睡眠について その1** を書いております。

皆様のご参考になれば、うれしく思います。

2 消費税の軽減税率について その1

今月はまだ先ではありますが、H31年10月の消費税10%への引上げと同時に実施される「軽減税率制度

について」を実施されるまでに何度か取り上げさせていただきます。

軽減税率制度の概要

消費税率10%への引上げに合わせて、低所得者に配慮する観点から軽減税率制度が実施されます。

軽減税率制度の実施に伴い、消費税等の税率が、軽減税率(8%)と標準税率(10%)の複数税率になります。

軽減税率制度は業種にかかわらず、すべての事業者に影響があります。

***事業者は、消費税率等の申告を行うために毎日の売上げ・仕入れを適用税率ごとに区分して記帳するなどの経理処理が必要になります。**

軽減税率制度の対象品目

消費税率(8%)の対象品目は、

- ① 飲食料品(お酒や外食サービスを除く)
 - ② 週2回以上発行される新聞(定期購読されるものに限る)
- です。

具体的には、

- ・持ち帰りのための容器に入れ、または包装を施して行う飲食料品
- (例) 牛丼屋のテイクアウト

コンビニの弁当 (*)

(*) イートインスペースで飲食する場合は10%となります。

- ・ 1万円（税抜）以下の少額のもので、価額のうちに軽減税率の対象となる食品の占める割合が2/3以上である場合に限り、全体が軽減税率の対象となります。

Q.消費税の軽減税率制度への対応が必要なのは基本的に飲食料品や新聞を取り扱う事業者だけですか？

A. いいえ、これらを取り扱わない事業者も、贈答用の食品、会議や接客時の茶菓の購入などは、軽減税率の対象となり、納税額の計算に影響します。

軽減税率制度はすべての事業者に影響があります！

理由1	対象品目を扱わない事業者を含め、すべての課税事業者が標準税率（10%）と軽減税率（8%）を区分して経理を行います。
理由2	取引先から「軽減税率の対象品目である旨」や「税率ごとに合計した対価の額」を記載した請求書等の発行が要求されることがあります。
理由3	免税事業者も取引先から「軽減税率の対象品目である旨」や「税率ごとに合計した対価の額」を記載した請求書等を求められることがあります。

飲食料品や新聞を取り扱っていないければ、軽減税率は関係がないと思われる事業者さんが多くいらっしゃるのではないのでしょうか。

ほぼすべての事業者さんが軽減税率の影響を受けますので、複数税率対応の会計ソフトを導入して対応するなどの必要があります。

これから軽減税率でどの事業者さんにも影響が出てくる項目に絞ってご紹介していくようにいたします。

【参考文献】

- ・ 中小企業庁作成リーフレット 「軽減税率対策補助金がよくわかる消費税軽減税率まるわかり BOOK」



(写真は、兵庫県加東市の關龍灘です)

3 最近の税務関連状況

最近の税務関連で新聞等に取り上げられている事項をご紹介します。

ファクタリング（資金繰り手段）関連

日経新聞に「債権買い取って回収 ファクタリング ヤミ金が装う 違法貸し付け大阪などで摘発 法規制求める声」の記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・ 債権を買い取って回収を代行するサービス「ファクタリング」を装ったヤミ金融が横行し、警察当局が取り締まりを強めている。
- ・ 手形割引に変わる資金繰りの手段として利用する企業が増えるなか、サービスへの法規制を求める声も上がる。
- ・ 新手的ヤミ金業者が暗躍する現状について、日本ファクタリング業協会は「ファクタリングは企業の資金繰りに不可欠な存在になっている。一部の悪質な業者によって、円滑な経済活動が阻害されかねない」と懸念する。
- ・ 営業登録や金利などで法律の網がかかる貸金業と異なり、ファクタリングに対する規制のない現状を問題視する意見もある。

などと書かれておりました。

*ファクタリングは、企業が持つ売掛債権を買い取る回収代行サービスで、企業はお金を借入したわけではないので、

借入金の元本や利息を支払うことはありません。もし、契約内容が借入金の元本や利息を支払わないといけなくなっているようでしたら、それはファクタリングではありませんので、契約しないように気をつけてください。ファクタリングを利用される場合には、銀行やリース会社などと契約されることをお勧めいたします。



(写真は、兵庫県加東市の關龍灘です)

ふるさと納税関連

日経新聞に「ふるさと納税半分の経費に 寄付上回る伸び」の記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・ふるさと納税を受ける自治体が負担する経費が膨らんでいる。
- ・高額な返礼品は総務省が4月に自主要請しており、今後は返礼品の調達コストは下がる見通しだが、魅力が薄れ寄付額が減る可能性もあり経費抑制が進むかは不透明だ。
- ・全国でみても経費は平均で約52%に達しており、65の自治体で7割を超えていた。費用の方が寄付額を上回る「赤字」も4市町村あった。
- ・返礼品を紹介するサイトの運営者への業務委託料やサイト使用料もかさんでいる。

などと書かれておりました。

*総務省による高額な返礼品の自粛要請によって、ふるさと納税額は減少していくのですが、制度の本来の趣旨である寄付に照らし合わせれば、高額な返礼品はふさわしくないの

かもしれません。



(写真は、御岳山清水寺です)

4 睡眠について その1

「食」「健康」「ストレス緩和」「癒し」に関連したテーマについて毎回書いていくことにしております。

今回は、週刊誌の特集に「睡眠負債」で死なない 快眠で差をつける睡眠術というのが取り上げられておりましたので、「睡眠」についての情報をご紹介します。

参考文献によりますと、

- ・日本の平均睡眠時間7時間 50分で先進国では最短の水準
- ・厚生労働省の調査によると日本人の平均睡眠時間は2007年以降年々短くなっている
- ・睡眠不足は、高血圧症や糖尿病、がんや認知症にかかるリスクを高め、放置すれば命取りともなりかねないなどと書かれています。

睡眠のメカニズム

参考文献には、最新脳科学で覆された睡眠の通説 知っておくべき六つの新常識が紹介されています。

1	必要な睡眠時間には個人差があり年齢によっても違う
2	睡眠不足に備えて寝だめしておくことはできない

3	寝つきが良過ぎるのは潜在的睡眠不足の可能性が高い
4	体内時計の周期は 24 時間より長いため毎朝リセットが必要
5	成長ホルモン分泌のゴールデンタイムは眠り始めの 3 時間
6	深い眠りといわれるノンレム睡眠の最中も脳は動き続けている

これら6つの新常識について詳しく説明するのは紙面のスペースの関係で出来ませんが、気になった新常識についてご紹介させていただきます。

休日に普段より長く眠ると睡眠不足が解消されたように思っていたのですが、睡眠不足というのは“借金”で、寝だめしていると思っていたのは、実は睡眠不足で膨らんだ借金を少し返済しているに過ぎないようです。お昼の休憩時間など短い時間ではありますが、仮眠を取って睡眠不足を減らす努力をしないとイケません。

睡眠のゴールデンタイムは 22 時から 2 時というのを聞いたことがありましたが、これは事実ではないそうです。成長ホルモンの分泌は、睡眠の時間帯ではなく、睡眠の深さによって決まるので、何時に寝たとしても、眠り始めの最も睡眠の深い時間に成長ホルモンの分泌が増え、眠り始めの約 90 分間が新たなゴールデンタイムになるようです。眠る時間帯が重要ではないとのことなので、これからは良質な睡眠をとることを意識しないとイケなくなります。

疲れているから睡眠を取らないとイケないと考えますが、ただ寝るだけでは疲れを取ることができないようなので、良質な睡眠を取るにはどうしたらいいのかを考えないとイケませんね。

今回のご紹介はここまでとなります。

睡眠について重要なことがたくさん書かれていますので、来月も引き続き「睡眠」についての情報をご紹介させていただきます。

【参考文献】

- ・快眠で差がつく・不眠で死なない 攻める睡眠 守る睡眠 週刊ダイヤモンド 2017/7/1 号



(写真は、御岳山清水寺からの風景です)

5 編集後記

今月の事務所便りに掲載している写真の闘龍灘は、加東市の町中を流れる加古川中流の景勝地になっているようです。加東市観光協会のホームページでは、闘龍灘は、「清流加古川の川底いっぱい奇岩・怪岩が起伏し、落水の豪快なリズムと四季折々の水模様魅了されます。また、竜の躍動に似たことで名が付いた飛び鮎の名所としても有名です。毎年5月1日には日本一早く鮎漁解禁されます。」と説明されております。

暑い夏場に涼みにいくのにちょうどいいかと思って行ってきました。水流が早いからか周囲の気温より涼しかったように思います。



上の写真は、闘龍灘の大きさを分かっていただけたかと思いき、闘龍灘のすぐ脇に座っている人を取り込んで撮影しております。川幅が兩岸の岩で急に狭まっているため流れがとても速くなっています。

今月も最後までお読みいただきありがとうございました。